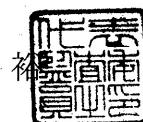


幸田町監査公示第6号

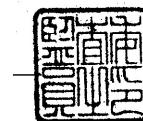
令和6年6月25日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年8月16日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 黒 木



幸田町職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所（略） 氏名（略）

2 請求の要旨

令和6年6月25日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）及び事実証明書として添付のあった幸田町ホームページ掲載記事「町長フォトニュース」から、本件請求の要旨を次のように解した。

幸田町長成瀬敦は、違法な手法で製造（制作）された物品（たこ帆）を藤田医科大学岡崎医療センターに寄附（寄贈）し、幸田町に損害を与えた。物品の製造は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）で請負契約により行うこととされているが、令和5年12月28日岡崎医療センターに幸田町長等が訪問をして寄贈した帆は、こうした帆保存会に補助金を交付して制作させたものである。それを幸田町長が召し上げ、我が物として他者に寄附すること自体が極めて不当である。言い換えれば、これを適正と認めるならば、幸田町は、法を遵守すべき地方公共団体とはいえない。

そもそも、医療機関と地方公共団体との関係は、住民への医療の提供に対し医療保険等のルールに基づいて負担すべきものであり、それ以上でもそれ以下でもない。医療以外の事業についても、その事業ごとに適正な価額を算出した契約に基づいて行わなければならぬ。これまでの町民への医療等への感謝と、今後の友好関係の継続を目的とした金品の寄附は、あってはならない。

補助金の交付は、幸田町教育委員会が行っているが、幸田町長の指示の下で行われたことは明らかであるので、幸田町長成瀬敦に対し、幸田町に生じた損害400,000円を補てんすることを請求する。

第2 請求の受理

本件請求については、法第242条に定める要件を備えているものと認め、令和6年7月5日付けで受理した。

第3 監査の実施

1 事実関係の確認

本件請求に係る補助金の交付について、法第199条第8項の規定により、関係書類の提出を求め調査したところ、支出負担行為同兼決定書、支出命令書及び復命書の写しから、次のとおり事実を確認した。

(1) 補助金の概要

本件請求に係る補助金は、「教育団体活動促進補助金」で、幸田町内に組織された、教育の振興、文化及び体育の発展に寄与することを目的とする団体の活動を促進し、町民の健全な心身の発達を促すため、その団体が実施する事業に係る経費の一部を補

助するものである。

(2) 補助対象団体

補助対象団体は、「こうた凧保存会」で、こうた凧揚げまつりへの支援、幸田町の凧揚げの発展、向上及び凧文化の伝承と保存に努め、地域の凧技術の普及と活性化を図ることを目的とする団体である。

(3) 補助対象事業

補助対象事業は、「藤田医科大学岡崎医療センターへの寄贈凧製作事業」で、幸田町と医療・保健・福祉に関する連携協定を締結している藤田医科大学と更なる友好を深めるとともに、末永い交流の継続に寄与することを目的として、3畳の江戸凧を寄贈するものである。

(4) 補助金額

400,000円

(5) 補助金交付までの経過

令和5年2月21日岡崎医療センターにおいて打合せ

令和5年4月25日交付申請 → 同日交付決定、支出負担行為決議

令和5年10月11日岡崎医療センターにおいて打合せ

令和5年12月26日報道発表

令和5年12月28日凧を寄贈

令和6年1月16日実績報告 → 同日確定

令和6年3月8日請求 → 同日支出命令

令和6年3月19日交付

2 請求人の陳述及び証拠提出

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与したところ、請求人から証拠の提出はなく陳述の希望があったため、令和6年7月18日請求人の陳述を聴取したところ、請求人は、本件請求について次のように陳述した。

(1) 請求の対象職員を幸田町長とする根拠

本件請求に係る凧は、幸田町教育委員会が所管するこうた凧保存会が制作したとして、教育委員会事務局職員が補助金の交付申請から支払までの事務を行っている。令和5年2月21日に教育部次長兼生涯学習課長始め3人が藤田医科大学岡崎医療センターを訪問し、打合せを行っているが、その際に作成された復命書の決裁者は、幸田町長である。幸田町教育委員会のこの決裁への関与は、教育部長までが合議を受けているにとどまり、教育長の関与はなく、この日の打合せでほとんどの事柄が決定されている。さらに、同年10月11日に筆柿の消費宣伝を兼ねた凧の展示についての打合せは、幸田町長もわざわざ同行して行われており、寄贈直前の同年12月26日の報

道発表についての決裁も幸田町長である。寄贈も、幸田町長が目録を手渡して行っており、一連の流れは、幸田町長の命令の下に行われたことに疑いの余地もない。

(2) 違法の検証

本件請求に係る凧の寄贈の適否を判断するに必要な事実は、次のとおりである。

- ア 令和5年4月25日に事業名「藤田医科大学岡崎医療センターへの寄贈凧製作事業」として、こうた凧保存会に400,000円の補助金交付決定をしている。
- イ 交付決定の一連の書類の中に、「幸田町と医療・保健・福祉に関する連携協定を締結している藤田医科大学と更なる友好を深めるとともに、末永い交流の継続に寄与することを目的として、3畳の江戸凧を寄贈する」という趣旨が書かれている。
- ウ 本件請求書にも記載したが、医療機関と地方公共団体との関係は、医療については保険のルールで保険者として負担をし、医療以外については適正な価額で契約して行うものである。感謝の意を持つことはよいが、それを金銭で賄うことは、金額の多寡にかかわらず不適当である。
- エ 島原市へ贈呈した凧は、三州須美凧の会が制作している。幸田町内に凧を制作する能力のある団体が他にあるにもかかわらず、最初の一歩からこうた凧保存会ありきで進められている。しかも、団体の代表者が個人で制作することが前提で補助事業として仕組まれた、官製談合に類似したスキームであるといえる。
- オ 幸田町長が贈呈したにもかかわらず、本件請求に係る寄附物件の適正価額がブラックボックスのままである。団体の代表者が凧制作に関わる原材料費がいくらか一切分からない。工賃としていくら自分のものとしたのかも分からぬ。
- カ 補助金で物品の製造をすること自体は、問題ないと考える。この場合、製造された物品の所有権者は、補助事業者である。本件請求の場合は、こうた凧保存会となる。
- キ こうた凧保存会が保有している限りは、補助金で製造された物品の適正な管理として認められる。
- ク 実際は、幸田町長が幸田町の動産として他人に贈与したに過ぎない。
- ケ 本件請求に係る凧は、あらかじめ贈与目的で、こうた凧保存会を隠れ蓑として、個人に制作させたものであり、例えは悪いが、裏金作りに類似した発想で、寄附が必要な行政目的も不明なまま行われたものと言わざるを得ない。
以上、縷々申し上げたが、^{るる}町民目線でフラットな立場から本件請求に係る凧の寄贈を検証し、法令に照らし合わせば、このような手法が許されることは明らかであり、下命した者がその責任を負うのは当然のことと考える。

3 関係職員の陳述聴取

本件請求に係る補助金の交付を担当した文化スポーツ課を監査対象課として、法第242条第8項の規定により、請求人立会いの下、令和6年7月25日関係職員の陳述を聴取したところ、監査対象課は、請求人の主張に対し、次のように陳述した。

本件請求に係る補助金の交付は、幸田町と医療・保健・福祉に関する連携協定を締結している藤田医科大学と更なる友好を深めるとともに、末永い交流の継続に寄与するこ

とを目的として、こうた凧保存会が3畳の江戸凧を寄贈する「藤田医科大学岡崎医療センターへの寄贈凧製作事業」に対し、教育団体活動促進補助金交付要綱（昭和51年幸田町要綱第11号。以下「交付要綱」という。）により幸田町教育委員会文化スポーツ課が担当となって実施したものであり、幸田町の凧文化の周知及びこうた凧揚げまつりのPRにもつながるものであるので、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定する法第232条の2に違反するものではないと考える。

こうた凧保存会は、幸田町の凧揚げの発展、向上及び凧文化の伝承と保存に努め、地域の凧技術の普及と活性化を図ることを目的に設立され、幸田町の文化の発展に寄与したことから、教育団体活動促進補助金の補助対象団体として認められた。一方、島原市に寄贈した凧を制作した三州須美凧の会は、これまで、こうた凧揚げまつりにおいて数々の入賞を果たし、その出来栄えは高く評価できることから、寄贈にふさわしい凧の制作を依頼してきたが、補助対象団体ではない。

寄贈当日は、幸田町長がこうた凧保存会の会長と一緒に、岡崎医療センターの病院長へ目録を手渡し、凧を寄贈しており、その様子を伝える町長フォトニュースの記事には、「こうた凧保存会」の文字もないが、凧の図柄やそれに込めた思い、凧を展示する位置や方法、解説文などは、全て会長の指示によるものである。会長が「凧は、源平合戦の屋島の戦いで扇の的を射抜き、決着をつけた源氏の弓の名手、那須与一を描いた。戦争のない平和を祈りながら、心を込めて制作した。通院、入院する患者を力づけたい」と記者の質問に答えているように、本件請求に係る凧の寄贈は、こうた凧保存会の意思によるものであり、寄贈した凧は、こうた凧保存会の計画に基づいて制作されたものである。

寄贈した凧の制作にかかった費用の詳細については、不明であるが、この凧は、最も高い制作技術を有する会長が約8か月の期間をかけて一人で制作したものである。寄贈用に長期保存を可能とする上質な素材が使用されており、収納保管用に桐箱なども制作されている。こうた凧保存会は、補助対象経費を、凧を制作した会長への謝礼として計上しており、会長の請求により支払っている。

第4 監査の結果

1 判断

監査委員は、本件請求について監査を実施した結果、次のとおり判断した。

本件請求に係る凧の寄贈について、請求人は、違法な手法で製造された物品を藤田医科大学岡崎医療センターに寄附したとした上で、物品の製造は、法で請負契約により行うこととされていると主張しているが、法は、第234条第1項に「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」と規定するにとどまり、同項のほかにも、この請求人の主張の根拠となる条項は見当たらない。また、請求人は、こうた凧保存会に補助金を交付して制作させた凧を幸田町長が召し上げ、我が物として他者に寄附し、又は幸田町長が幸田町の動産として他人に贈与したと主張しており、このことは、町長フォトニュース及び報道発表等からも推察できるが、関係職員の陳述からは、寄贈者が「幸田町」となったのは、こうた凧

保存会の意思によるものであると解され、幸田町は、こうた凧保存会が凧を制作し、岡崎医療センターに寄贈するという事業に対し、補助金を交付したに過ぎず、こうた凧保存会から凧の寄附を受けた形跡もないことから、この請求人の主張は、事実として認められない。

補助金の交付については、関係職員の陳述にあるように、法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、この規定が地方公共団体による補助金の交付の法的根拠となる。国による補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)において、補助金等の交付を受ける側の責務、交付の申請及び決定の手続等が規定され、補助金等の不正な使用の防止等が図られている。一方、地方公共団体による補助金の交付については、地方公共団体が独自に制定した条例、規則等を根拠とする場合もあるが、そのような条例、規則等がない場合には、法第232条の2の規定を根拠とすることとなる。この規定による要件は、「公益上必要がある場合」のみであり、この要件に該当するか否かは、第一次的には地方公共団体の長が予算の調製の段階で判断し、第二次的には議会が予算の審議の段階で判断することとなる。この判断は、全くの自由裁量ではなく、客観的にも公益上必要であると認められるものでなければならないが、地方公共団体の長の裁量権には一定の限界があり、裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、違法になるとされている。

幸田町による補助金の交付については、独自に制定した条例、規則等ではなく、本件請求に係る補助金の交付については、交付要綱によるところとなるが、令和5年3月27日に成立した令和5年度幸田町一般会計予算に盛り込まれたものであることから、第一次的及び第二次的には、法第232条の2の「公益上必要がある場合」に該当することとなり、以下、客観的にも公益上必要であると認められるものか否かを判断することとなる。交付要綱は、その趣旨を第1条に「町における教育に関する団体の活動を促進し、町民の健全な心身の発達を促すため」と規定し、その補助対象団体を第2条に「町内に組織された教育の振興、文化及び体育の発展に寄与することを目的とする団体」と規定している。こうた凧保存会は、こうた凧揚げまつりへの支援、幸田町の凧揚げの発展、向上及び凧文化の伝承と保存に努め、地域の凧技術の普及と活性化を図ることを目的に設立された団体で、関係職員の陳述にあるように、こうした活動が幸田町の文化の発展に寄与したことから、補助対象団体に認められたものである。一方、補助対象事業とした「藤田医科大学岡崎医療センターへの寄贈凧製作事業」は、幸田町と医療・保健・福祉に関する連携協定を締結している藤田医科大学と更なる友好を深めるとともに、末永い交流の継続に寄与することが目的ではあるが、凧が展示されることにより、関係職員の陳述にあるように、幸田町の凧文化の周知及びこうた凧揚げまつりのPRにもつながることから、交付要綱により幸田町長が適当と認め、交付決定をしたものである。そこに裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められないことから、本件請求に係る補助金の交付については、法第232条の2の「公益上必要がある場合」に該当すると認めた。

本件請求に係る凧は、こうた凧保存会の会長が一人で制作し、こうた凧保存会は、幸田町から交付を受けた補助金と同額の400,000円をその謝礼として会長に支払って

いる。凧の制作に要した原材料費及び工賃等は、不明であるが、会長への謝礼は、補助対象経費として認められたものであり、関係職員の陳述にあるように、最も高い制作技術を有する会長が約8か月の期間をかけて制作したものであり、寄贈用に長期保存を可能とする上質な素材が使用され、収納保管用に桐箱なども制作されていることから、適正な価額でないとまでは認められず、個人で制作することが前提で補助事業として仕組まれた、官製談合に類似したスキームで、こうた凧保存会を隠れ蓑として、個人に制作させたものであり、裏金作りに類似した発想であるという請求人の主張は当たらない。

よって、本件請求に係る補助金の交付については、法第242条第1項の「違法又は不当な公金の支出」に当たらないと判断した。

なお、本件請求に至った原因については、関係職員の陳述にあるように、町長フォトニュースの記事等に真の寄贈者である「こうた凧保存会」の文字がないことであろうと推測できる。それが真の寄贈者の意思であったとしても、今後このような疑惑を町民に抱かせないよう、幸田町長及び町職員には、ホームページなど幸田町の広報記事に細心の注意を払うことを改めて申し添える。

2 結論

以上のことから、本件請求に理由がないものと判断し、これを棄却する。